
日本放送協会 理事会議事録

(2019年10月15日開催分)

2019年11月 1日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

2019年10月15日(火) 午前9時00分～9時25分

<出席者>

上田会長、堂元副会長、木田専務理事、板野専務理事、
児野専務理事・技師長、荒木専務理事、松原理事、黄木理事、
松坂理事、正籬理事、坂本特別主幹
高橋監査委員

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

上田会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

- (1) インターネット活用業務実施基準の認可申請について
- (2) 特定失踪者問題調査会による八俣送信所の送信設備等の使用の期間延長について

2 報告事項

- (1) 考査報告

議事経過

1 審議事項

(1) インターネット活用業務実施基準の認可申請について (経営企画局)

改正放送法によって可能となる国内テレビ放送番組の常時同時配信の実施に向けて、インターネット活用業務の実施基準（以下、「実施基準」）の変更について検討を続けてきました。2019年9月10日の理事会と同日の第1336回経営委員会で素案を説明した後、9月11日から10月4日までの24日間、広く一般の意見を募集しました。いただいたご意見により、改めて検討を深め、総務大臣に認可申請する実施基準の案を取りまとめましたので、審議をお願いします。

まず、意見募集へのご意見とNHKの考え方について説明します。放送事業者等から40件、個人等から72件、合わせて112件のご意見が寄せられました。「放送事業者等」とは、在京民放、地方民放、民放連、日本新聞協会のメディア開発委員会です。

インターネット活用業務の「実施状況の公表、評価および改善」に関する民放連からのご意見として、サービスの利用状況に関する情報やシステムなどに関する知見を民放事業者等に提供することを要望するものがあり、同様のご意見が放送事業者等から15件寄せられました。これについてNHKとしては、改正放送法に民放のインターネット配信業務への協力という努力義務が盛り込まれたことを踏まえて、知見の共有について、今後も適切に対応していく考えを示します。

民放連と民放各社からのご意見として、インターネット活用業務の毎年度の実施計画の検証について、視聴者や民放事業者の意見を直接反映する制度がないとし、第三者性を有する事後チェックの仕組みを要望するものがありました。これについて、実施計画の策定や実施状況の評価、競合事業者からの意見・苦情等への対応にあたって、外部有識者からなるインターネット活用業務審査・評価委員会（以下、「審査・評価委員会」）に適切性を確保する観点から見解を求め、これを尊重する仕組みを設けていることを説明したうえで、ご意見を踏まえて、実施基準の素案の第39条を修正することとしました。

具体的には、競合事業者からの意見・苦情の受付方法と、意見・苦情

への対応について審査・評価委員会が検討する際の考え方を公表することを明記するとともに、第40条3項では、一般の利用者からの意見・苦情について、実施計画の策定や実施状況の評価、そして評価を踏まえた業務改善、つまりインターネット活用業務の「PDCA」にあたって適切に考慮すること、また、審査・評価委員会に見解を求める際にご意見・苦情の概要を報告することを加えました。

そのほか、放送法改正によって新たに設けられた努力義務に関連して、「民放のネット配信業務への協力」と「地方向け放送番組の配信」への取り組みについて、民放各社からご意見がありました。これらについては、民放との知見の共有や地方向け番組配信のための設備整備などに関して、NHKの考え方を丁寧に示しています。地方向け番組配信については、早期に実施するため、まず拠点放送局から設備整備を進め、その他の地域では、設備整備をどう進められるか、技術革新をどう取り入れて効率的に実施していくかなどを検討し、段階的に拡充する考えを示し、実施計画の中で整備計画を明らかにするなどとしています。

「料金その他の提供条件」を規定した第15条に関しては、利用申し込み促進のために行うとしている臨時かつ一時的に常時同時配信のメッセージを非表示にする措置について、運用次第で市場競争を阻害しかねないというご意見が多く寄せられました。こうしたご意見を踏まえて、素案では1回あたり24時間、1か月に1回を限度としていたところを見直し、年に2回を限度と改めました。

第17条の「費用の上限」については、民放連と民放各社から多くのご意見がありました。常時同時配信等業務と既存業務からなる「基本的業務」に2.5%の上限を設定し、「公益性の観点から積極的な実施が求められる4つの業務」のそれぞれに上限を設けて管理をする枠組みについては、抑制的な管理を行うNHKの姿勢を示したものと受け止めつつ、なお民業圧迫の懸念があるとして、費用総額の圧縮と事業の効率的運用を求めるものです。こうしたご意見を踏まえて、費用の抑制的な管理について定めた第17条2項に、「実施しようとする業務が真に必要で有効なものか、受信料財源により賄うことが妥当かなどの観点から検討し」という記述を追加しました。

「区分経理等」について、業務の「見える化」は極めて妥当であるが、適正性を常に検証し、丁寧な説明を尽くすよう求める、という民放連や

多くの民放からのご意見に対しては、総務省令や実施基準で定めたルールに基づいて、「費用明細表」の公表や第三者による監査・検証などで、経理の透明性を確保していく考えを示しています。

東京2020オリンピック・パラリンピックについての取り組みに関して、民放連と民放各社からは、理解増進情報の提供等を無制限に行えば、民放の事業価値が著しく毀損され、市場競争が阻害されるという意見が寄せられました。これについて、素案では「契約により確保した権利を最大限に活用して実施する」としていた部分を、「最大限に」を削り、「他の放送事業者との連携・協調関係に配慮しつつ実施する」と改めました。

さらに、「公益性の観点から積極的な実施が求められる4つの項目」の費用上限について、算出根拠が不明とすることのご意見に対しては、実施計画において「対象業務の内容および実施予定額」を明示すると実施基準(案)の文言を修正し、明記しました。

以上、いただいたご意見を踏まえて改めて検討を深め、実施基準(案)に反映できるものは積極的に反映し、大きく5か所を修正しました。ご意見に対するNHKの考え方の説明もできる限り丁寧に行うことを心掛けました。

総務大臣への認可申請にあたっては、実施基準(案)とあわせて、放送法施行規則の規定により、「インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠」と「その他の参考となるべき事項を記載した書類」の添付が求められています。総務大臣が実施基準の認可の可否を審査する際、記載内容の適正性・合理性を判断することが必要なため、提出が求められるものです。

「インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠」について説明します。こちらには、実施基準(案)で定めた「基本的業務」や「放送法上の努力義務に係る取り組み」など、それぞれの費用上限を定めた根拠を示しています。

「基本的業務」(常時同時配信等業務と既存業務)を例にすると、「ア 費用の上限」は、各年度の受信料収入の2.5%であること、「イ 計上する費用」では、実施費用に加えて、給与や共通管理費、減価償却費を計上すること、「ウ 費用の上限設定の考え方」では、抑制的な管理に努めることや、少なくとも年1回業務の見直しを行うこと、上限を受信料

収入に対する比率で設定することとした理由などを記載しています。そして、「エ 金額の根拠」では、どのような想定に基づいて費用を試算したかを記したうえで、「常時同時配信等業務」「上記以外の業務」（既存業務）それぞれについて、年度ごとの「コンテンツ制作関連費」や「配信関連費」などの試算額を内訳も含めて示しています。これらの金額は、現時点での試算であり、実際の実施予定額は、技術の進展等を受けたより効率的な実施方法の選択や更なる費用削減努力を進めるとともに、NHKの役割や社会的要請等を踏まえた新規の取り組みの必要性等を総合的に勘案したうえで、各年度の収支の全体状況の中で、予算・事業計画において決定し、実施計画において公表することとしています。同様に、「放送法上の努力義務に係る取り組み」「ユニバーサル・サービスへの取り組み」など、4つの「公益性の観点から積極的な実施が求められる業務」についても、それぞれの費用の上限の設定根拠を説明しています。

次に、「その他の参考となるべき事項を記載した書類」について説明します。「認可に関するガイドライン」で、収支の見通し（有料業務については累積収支の見通しを含む）を記載した書類の提出が求められていることに伴うもので、令和2年度の一般勘定の収支の見込みや、令和5年度までの有料インターネット活用業務勘定の収支の見込み等を記載して提出します。常時同時配信とあわせて見逃し番組配信を実施することに伴うNHKオンデマンドサービスの見直し、これにともなう収支の見込みを試算しています。

これらの資料は、NHKが外部公表するほか、総務省が実施基準の認可にあたって実施するパブリックコメントでも添付される見通しです。

このほか、認可の審査の過程において、追加的に資料の提出を求められる場合があります。

本件が了承されれば、本日開催の第1338回経営委員会に議決事項として提出し、経営委員会の議決が得られれば、総務大臣に認可申請を行います。

（会 長） 執行部として、真摯に検討を重ねてきた内容です。ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日の経営委員会に諮ります。

(2) 特定失踪者問題調査会による八俣送信所の送信設備等の使用の期間延長について

(技術局)

KDDIが所有し、NHKが包括的使用権を有する八俣送信所（茨城県古河市）の送信設備等については、特定失踪者問題調査会（以下、「調査会」）の行う北朝鮮拉致被害者向け短波送信「しおかぜ」のために、2007年3月26日から2019年10月27日までの12年にわたって使用を認めてきました。引き続き、2020年3月29日までの使用を認めることとしたいので、審議をお願いします。

送信設備等を「しおかぜ」に使用させることについては、毎年3月と10月、国際的に周波数の変更が行われる時期に、NHK、KDDI、調査会の3者の合意に基づいて、使用期間を延長することによって、これを認めてきました。このほど調査会より、あらためて2019年度後期についても、送信設備等を使用させてほしいとの申し出がありました。NHKの業務に支障はなく、費用負担等も生じないことが確認されたことから、人道上の見地から可能な範囲での協力として、これまでと同様に使用を認めたいと思います。

万一、NHKの業務に支障があるときは、3者で締結した確認書に基づき、NHKはいつでも調査会の短波送信の停止を求めることが可能です。これを担保するための覚書を、あらためて3者で締結することとします。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

2 報告事項

(1) 考査報告

(考査室)

2019年9月1日から10月6日までの間に放送した、ニュースと番組について考査した内容を報告します。

この期間に、国内放送番組では、ニュース18項目、番組65本の考査を実施しました。

ニュースの主な項目として、関西電力の会長や社長など経営幹部ら20人が、自社の原発がある福井県高浜町の元助役から総額3億2,000

万円に上る金品を受け取っていたこと、消費税率が10%に引き上げられ、増税による収入は5兆7,000億円程度になる見込みで、半分は社会保障の充実に充て、もう半分は財政の健全化に使われること、台風15号の影響で千葉県では最大64万戸が停電し、2週間たっても全面復旧せず、熱中症と見られる死者が出たほか、暮らしや地域経済に深刻な影響が続いていること、横浜市の京急線の踏切で、高速で走行していた電車が立往生した大型トラックと衝突して脱線し、トラックの運転手が死亡し、乗客など35人がけがをしたことなどがありました。

番組では、わずか3日間で展示中止となった「あいちトリエンナーレ」の企画展「表現の不自由展・その後」について、中止に至った経緯とその波紋を追った「クローズアップ現代+（プラス）『表現の不自由展・その後』中止の波紋」（総合・9月5日放送）、福島第一原発の事故をめぐる、東京地裁で東京電力の旧経営陣が無罪となった刑事裁判で、なぜ津波対策が進められてこなかったのか、法廷での証言と独自取材で明らかになった新事実を追った「クローズアップ現代+（プラス）東電裁判 見えてきた新事実」（総合・9月19日放送）、福島県内の除染作業で出た“原発事故のゴミ”を集め仮置きする「中間貯蔵施設」の建設が原発周辺の大熊町などで進められるなか、先祖代々の生活の痕跡が跡形もなく消え去るといふ厳しい現実に向き合う地権者たちの姿を見つめた「E TV特集 “中間貯蔵施設”に消えるふるさと～福島 原発の町で何が～」（Eテレ・9月14日放送）、被差別部落に生まれた人やその家族・友人の人生をたどる写真展の被写体になった人たちの思いを伝える「目撃！につぼん 私たちのものがたり～いま“部落”を生きる～」（総合・9月22日放送）などを考査しました。

地域番組では、2019年3月に岩手県南部の盛駅から北部の久慈駅まで、163キロが全線開通した三陸鉄道リアス線をお座敷列車で全線縦断の旅をした「サンテツがゆく」（総合・東北ブロック・8月16日放送）、リニア中央新幹線の工事が進む長野県の伊那谷で、開業に向けての期待や不安の声、工事で生じる課題を取材した「知るしん 信州発リニア新幹線と向き合う！」（総合・長野県域・9月13日放送）などの番組を考査しました。

また、国際放送「NHKワールド JAPAN」では、ニュース4項目と番組3本の考査を実施しました。

若者たちが気候変動への危機感を訴えるなか、国連気候行動サミットで多くの国が温室効果ガス排出削減を表明したが、大排出国は具体策を示さなかったことを伝えた「NEWSLINE」（日本時間9月21日・24日放送）ほか、大都市・東京で耳を澄ますと聞こえてくるさまざまな音の魅力に迫った「TOKYO EYE 2020 The Soundscapes of Tokyo」（日本時間9月18日放送）などです。

考査の結果、これらの一連のニュース・番組は、放送法、国内番組基準、国際番組基準等に照らし、妥当であったと判断します。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

2019年10月29日

会 長 上 田 良 一